

平成27年度我孫子市自殺対策協議会 会議概要

(1) 会議の名称	平成27年度我孫子市自殺対策協議会		
(2) 開催日時	平成27年8月19日（水） 午後2時から3時まで		
(3) 開催場所	市役所議事堂 第一委員会室		
(4) 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名 (傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委 員（市職員以外）		
	出	出	欠
	欠	欠	出
	欠	出	出
	事務局出席		
	社会福祉課（渡辺次長、山田課長補佐、斉藤、草野、野村） 健康づくり支援課（谷次課長補佐） 障害福祉支援課（辻本）		
(5) 議題	1、我孫子市の平成26年度自殺対策の現状及び平成27年度の取り組みについて 2、我孫子市における子どもの自殺予防対策の取り組みについて ～いじめ防止対策の推進について～		
(6) 公開・非公開の別	公開		
(7) 傍聴人の数 (会議を公開した場合)	傍聴人の数	なし	
(8) 会議の内容（概要）			
発言者	内 容		
○社会福祉課長挨拶			
○新委員自己紹介			
議題 1、我孫子市の平成26年度自殺対策の現状及び平成27年度の取り組みについて			

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の状況について 全国の自殺者数は1,823人減少し、2万5,218人となっています。千葉県の自殺者数は1,226人で、増減はありません。本市の自殺者数は21人で、前年より6人減少しています。近隣市では、松戸市が2人、野田市が4人減少、柏市、流山市は2人増加しております。 平成26年度、原因・動機が健康問題にある者が全国で1万2,854人、50.9%を占めています。千葉県で539人、43.9%、我孫子市で10人、47.6%と非常に高い数値となっています。国の報告によりますと、ここ数年の健康問題における詳細別の推移では、病気の悩みとしてうつ病や体の病気による自殺者数が非常に多く、その傾向はほぼ変わっていません。 ・平成27年度の自殺対策事業について 27年度の取り組みとして9月の自殺予防週間に合わせ、リーフレット「うつ病入門」と「困ったときの相談窓口一覧」を公共機関窓口のほか医療機関、薬局などに配布し、設置をお願いしました。 研修会については、27年度はゲートキーパー研修を2回実施いたします。6月4日、人権擁護委員を対象としたゲートキーパー研修を開催しました。また、10月16日に市の職員を対象といたしましたゲートキーパー研修を開催します。 この職員研修につきましては、千葉県精神保健福祉センターの方に講師を依頼しております。また、昨年に引き続き、9月15日に司法書士、臨床心理士との共同で1つの相談に応じる「こころ」と「いのち」と「おかね」の相談会を開催します。 ・平成26年度の自殺対策関連事業の実施事業について 障害福祉支援課では2月26、27日のこころの健康講座で「ひきこもりについて」、「精神疾患について」と題する講演会を行いました。 指導課ではいじめへの早期対応、学校いじめ防止基本方針の内容等をテーマとした研修会を6月3日に実施しました。今年度は11月と2月に生徒指導主任対象の研修会開催を予定しています。いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての教職員のスキルアップを図り、いじめを許さない学校体制づくりを支援します。 障害福祉支援課では精神に障害のある方及びその家族を支援するために各種相談事業を実施しました。ダイケアクラブに103人、心の健康クラブに55人、アルコール教室に93人の参加者がありました。今年度も引き続き精神に障害のある方及びその家族を支援するために各種相談事業を実施します。 健康づくり支援課では妊娠期の両親学級においてマタニティブルーや産後の精神面及び相談先について健康教育を実施しました。また、訪問、相談、健康診査時において母親の精神面の確認及び支援を実施しました。電話による相談も随時受け付けています。今年度は、新規事業として産後ケア事業を開始します。これは家族から十分な支援が得られず、心身の不調や育児に不安がある産後2カ月未満の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行うものです。 障害福祉支援課では障害のある方の自立支援、社会参加の促進や家族の負担軽減を図るため、各種サービスを適切に利用できるよう情報提供や相談を行いました。また、増え続ける相談ニーズに対応するため、合計5カ所の民間相談支援事業所に市の相談業務の一部を委託しております。「障害者まちかど相談室」と呼ばれるものです。引き続き、この障害者まちかど相談室と協力し、身近な相談支援体制を確立していきます。 ・各課の相談及び支援事業について 育児、子育て、子どもの分野から健康、高齢者、障害者福祉、就労支援等、さまざまな分野における相談及び支援事業について各課で実施しております。これらの事業については引き続き実施し、自殺予防の推進に努めていきます。
蓑下会長	<p>各部署が連携しながら網の目状によく支援されていると思います。ご意見などございませんでしょうか。</p>

柳瀬委員	10月16日の職員対象のゲートキーパー研修「うつ病の理解と自殺予防の対応」の件ですが、今、まちかど相談室5カ所でき上がっていて、そこでも専門の相談員さんが本当に直接障害の方たちと接する機会が非常に増えていると思っています。例えば、そういう方たちも対象には考えていただけませんか。
事務局	今回は職員を対象にした研修会ということで企画しましたが、来年以降もこういう研修会を継続して行いますので、その中で検討させていただきたいと思っています。
小松委員	今のお話に付随して、日ごろ地域の方々と一緒にお仕事させていただくときに、うつ病ですとか精神疾患に対する基礎的な知識という部分で、支援する立場の方の温度差がかなりあるなという印象がありまして、直接、障害のある方と接していらっしゃるヘルパーさんですとか支援員の方への研修について、ぜひ障害福祉課が一緒に対応していただいたり、うまく現状のほうに意見を求めていただければと思います。
議題 2、我孫子市の25年度自殺対策の現状及び26年度の取り組みについて	
蓑下会長	<p>続きまして、我孫子市における子どもの自殺予防対策の取り組みについて検討いたします。</p> <p>平成24年8月に自殺総合対策大綱の全体的な見直しがあり、若年層向けの対策を充実することが掲げられております。</p> <p>子どもの自殺を予防するための対策として、学校における心の健康づくり推進体制の整備を図る観点からスクールカウンセラーの配置など、学校における相談体制の充実を図ることや、いじめを苦にした子どもの自殺の予防の観点から学校・地域・家庭が連携していじめを早期に発見して適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進されることとされております。</p> <p>我孫子市において、26年度に我孫子市いじめ防止対策推進条例が設置されたと先ほど紹介がありました。</p> <p>本日は、我孫子市いじめ防止対策委員会の事務局である教育委員会指導課の大島少年センター長から我孫子市のいじめ防止対策の推進につきまして説明をいただき、検討していきたいと思っています。</p> <p>それでは、大島センター長、お願いいたします。</p>
大島センター長	<p>・いじめ防止への取り組みの背景</p> <p>これまでたびたび児童・生徒のいじめによる自殺が大きな社会問題となってきました。特に2012年の大津のいじめ自殺事件は大きく取り上げられ、このとき社会を挙げていじめに対応していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要とされる空気がありました。</p> <p>その次の年に国のいじめ防止対策推進条例が制定されました。この中で、市や学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置が明確になったということ、学校は学校いじめ防止基本方針、これを各学校において策定すること、それといじめ問題への対策のための組織を各学校に設置することが義務づけられました。また、重大事態への対処についても規定がされるようになりました。</p> <p>これを受け、2014年には千葉県はいじめ防止対策推進条例、そして、昨年12月に我孫子市においてもいじめ防止対策推進条例及び基本方針の制定に至りました。</p> <p>残念ながら、児童・生徒のいじめによる自殺というのは大津事件の後だけでも10件以上あると報道されております。特につい最近では、この7月に岩手県矢巾町で中二の児童が電車に飛び込んで自殺という痛ましい事件が起きております。</p>

・いじめの理解について

まず、いじめの定義、これはいろんなところで示されておりますが、改めて載せさせてもらいました。そこにありますように、「いじめとは当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行うものを含む」であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。つまり、いじめは被害に遭ってしまった生徒の立場に立って考えることが基本です。

具体的にどんなものを学校ではいじめと捉えているのかといいますと、言葉などによるいじめ、それから、次は仲間外れ、無視、そして暴力、金品のたかりや物の盗難といったものもあります。

それと、特に最近増えてきているのがネットによるいじめです。インターネット上の掲示板やブログに誹謗・中傷の情報を掲示するといったことから、SNSのグループから故意に外す、よく言われるライン外し、仲間に入れないということ。それから、リベンジポルノと言われるものも、実際に中学校で起きた事例はあります。

このようなことを、学校としては常に意識をし、防止について取り組んでいます。

・いじめの防止等のための対策について

具体的には先ほどの基本方針に載っていますが、その中で特にポイントとなるところは、市として我孫子市いじめ問題対策連絡協議会を設置しました。市長が会長になり、年に1回ですが、市のいじめ防止対策についての検証や現状の把握、重大事態がもし起きてしまった場合には協議も行います。

2つ目に、我孫子市いじめ防止対策委員会です。こちらは教育委員会が主宰し、年に3回行い、教育委員会が実際に学校と取り組んでいるいじめ防止の取り組みの検証を行います。

特に重要なのが3つ目の教職員の研修の充実です。人権教育という観点からも重要な研修であり各校の担当者や、若手職員の研修には必ずいじめ防止について触れるようにしております。

いじめの未然防止、早期発見のための取り組みで、学校では定例の年2回のいじめアンケート調査を行っております。また、Q-U検査（クラスの生活満足度調査）を市独自で取り入れ、これによって児童生徒が学級に満足している、あるいは、不適応を起こしている、そういったものが客観的に見てとれます。

今まではどうしても担任の主観で把握していたところが多いですが、この検査を行うことによってある程度数値として結果が出てくるので、学級の状態を冷静に分析できるという利点があります。

また、特別支援教育の充実です。支援を要する生徒はクラスでもかなりいますので、そうした生徒がいじめの対象になってしまわないように気をつけています。

次に情報モラル教育の充実です。小学校・中学校を通じて9年間のカリキュラムを策定して、1年生では機器の使い方から始まり、高学年になるにつれて情報モラル、ネットの使い方を学べるよう授業の中で取り入れています。

・いじめの認知について

学校では年2回のアンケート調査を行っております。

今回、6月にとった結果をまとめているところですが、小・中学校で比較をしてみますと、例えば、いじめられている期間どれくらいですかという問いに対して、小学生では1日から3日というのが一番回答としては多いですが、中学校になると1カ月ぐらいと長い回答が多かった。

それから、いじめられたときに誰に相談していますかという問いには、小学生は親が一番多いですが、中学校では先生が多くなっています。

誰にいじめられているかという問いには、小学生ではクラスの友達、中学校になると学年の友達、中学生になるとつき合いも広がってくると思われます。

逆に誰かをいじめているかという問いで、その理由を、小学生では相手が自分勝手だからという答えが多く、中学校では、相手が嫌がることをするから、そのような回答が多くありました。

周りでいじめられている生徒がいた場合、あなたはどうしますかという問いに対して、小学生ではやめるように言っているという回答が多く、逆に中学校では残念ですが、黙って見ているという回答が多くありました。

教育委員会では、アンケートの結果を分析し、また、学校に返ししながら日ごろの学校の取り組みについて検証をしていきます。

・学校の取り組みについて

各小・中学校ではそれぞれ学校ごとに学校いじめ防止基本方針をつくっています。基本方針には、目的や理念、特にいじめの未然防止や早期対応のための取り組みが示されています。学校独自のアンケート調査や生活調査を月1回実施している学校もあります。個人面談を実施したり、目安箱を設置したり、こうしたことはどの学校も同じように実施しています。

そして今大切なのは、組織をもっていじめ問題に取り組む、自分の学級でいじめがあったからといって担任だけが必死になってそれを解決するというのではなく、必ず組織をもって対応に当たることを基本としています。また、若い先生が増えていきますので、ベテランの職員が1つずつ若い先生に教えながら進めています。

こうした基本方針に基づいて、いじめ問題の対策のための組織を設置し、体系的、計画的にいじめの防止等のための対策を推進しています。

未然防止、早期発見、早期対応、これは当たり前のように言われていることですが、この中でも学校は特に未然防止に力を入れています。

具体的にはいじめを起こさないための人間関係づくりや風土づくり、教職員の言葉や態度、言動、わかる授業、コミュニケーション力の育成、また、悩みを相談できる環境づくりがとても大切であるといえます。

・早期発見について

いじめサインチェックシート、これは教職員用の子どもを観察するとき使用するもので、自分の学級や受け持ちの子どもの状況はどうか、何か困っていることやいじめられていることはないかという気づきに活かしています。

いじめが発見されたり、認知した場合は、組織で対応する。そして、教職員間、特に養護教諭やスクールカウンセラー、心の相談員さんとの連携や情報共有を図ります。保護者との対応、支援も行います。場合によっては関係機関、警察等も含めて連携を図ります。

次に、重大事態への対処です。重大事態とは何か。1つは、いじめにより児童・生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、そして、もう1つは、いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。この相当な期間というのは30日というのが1つの目安ですが、30日行っていないからといって当てはまらないということではなく、そこは必要に応じて柔軟に対処していきます。

重大事態が起きてしまったときの対応は、まず学校から教育委員会に報告があり、市長にも報告をします。そして、案件にもよりますが、いじめ防止対策委員会で調査や判断をすることになります。

もちろん、その前の段階で解決すれば良いのですが、そうならない場合については我孫子市いじめ防止対策委員会の中で調査を行います。

そして、一旦ここで結論等も出しますが、ただそこで終わらない場合。特に保護者感情とかいろいろありますので、そうした場合には今度さらに上の組織のいじめ問題対策連絡協議会に報告し、審査や判断をします。

さらには市長による再調査が必要だという判断があれば再調査委員会で調査をし対応する。このような流れで行っていきます。

幸いなところ、市内ではこのような重大事態は今起きておりませんが、今後絶対ないとは言えませんので、このようなことにならないように取り組んでいきたいと思えます。

最後に、今、学校、教育委員会が抱えている課題ですが、先ほども言いましたネットいじめ、これが一番の課題だと思います。特にサイトへの書き込みは誰が書いたのかわからない匿名性があるため、非常に対応が難しくなっています。

そして、不登校生徒への支援のあり方です。本市でも小・中学校の不登校の生徒がいます。それぞれ様々な原因があります。人間関係がうまくつけれない、学力不振、そういった理由がはっきりしている生徒もいれば、よくわからない、本人も保護者も学校もよく理由がわからないというケースがあります。

ただ、そういう中でいじめが見え隠れするような、実は本当は何かあったんじゃないか、嫌なことがあったんじゃないかという疑いがあるものもあります。不登校生徒に関しては学校の職員が連携を切らすことなく支援に当たっています。

そして最後に保護者との連携、対応ですが、これは学校が初期対応をきちんと行わないと、保護者対応が難しくなってしまいます。特に保護者対応については丁寧に行っていくようにしています。

蓑下会長

早期対応ということでアンケートの話がありました。いじめの認知についてのアンケートなんですけれども、これはよく自分のことは言えない、自分のことは軽く見ちゃう、友達の話として人に相談するみたいなのが私たちでもあります。そういうことでいじめられている人を見たことありましたかという質問はいいなと思ったんですけれども、もしこれで認知率が低いということがあれば、例えば、いじめとは言わないまでも何か雰囲気が悪い人がいるとか、何かぎくしゃくしている人たちがいるとか、そういう項目も入れたらいいんじゃないかなと思いつながりながら聞いていたんですけれども、それはいかがでしょうか。

大島センター長

先ほど説明が抜けていましたが、いじめを認知した後の取り組みですが、アンケートをとって終わりでは何の意味もありませんので、当然、各学校ではすぐに対応にあたります。教育委員会としても1カ月後に再調査を行い、例えば、ある学校で10件いじめがあった時に、その10件はその後どうなったかという調査を行い、10件中7件はある程度解決したけれども、まだ3件は継続中であることを確認します。解消できない場合は指導主事が学校に行って対応やアドバイスをします。解決してもその後の経過観が非常に大切になります。

また、アンケートの最後に自由に記述できる欄を設けて、何か心配なことを書けるようにしています。

蓑下会長

加害者についてなんですけれども、日々臨床に当たっている私、それから、犯罪者の臨床等やっている私の目から見ると、いじめている人のほうが精神的に不安定で弱者なんですね。ご両親もいろいろと欠損家庭とか、問題があることが多くて、そのあたりのケアというのをしっかりしないと、多分、加害者のほうがいじめを増やしているのです、その辺も今後の問題かなというふうに思っているのですが、それはどうでしょうか。

大島センター長	<p>おっしゃるとおりで、いじめに対しては毅然と、厳しく対応するのが基本です。ですが、学校には被害者もいれば加害者もあり、加害者の生徒のケアも必要になります。保護者と連携を図りながら、しっかりやっていきたいと思っています。</p>
玉村委員	<p>これからの課題の中で不登校生徒への支援のあり方ということがありますが、私自身、不登校の方とかかわる機会が結構あって、その中で感じたことをお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>僕自身、かかわっている生徒さんとお話をする機会があるんですけども、自己肯定力が低い方がすごく多いような印象を受けます。お母さんや我々福祉機関、教育機関もそうなんですけれども、いじめの原因だったりとかひきこもりの原因を探りがち、探しがちなんですけれども、一方でよくわからないけれども不安だというところを掘り下げると自己肯定力が低くて、なかなか自分自身で肯定的に動けない、能動的に動けないというのが結構見受けられます。</p> <p>その中である印象的なエピソードが、学校に行けないことになってお母さんと息子の関係が悪くなってしまい、そんなお母さんからの相談だったんですけども、まずひきこもっている原因を探るのをやめて、お母さん自身、息子さんに対していいところを見つけて褒めてあげてください、そんなアドバイスをしたことがあったんですね。1日に数回、本当に朝起きて顔見られてうれしいよとか、そんな声かけだけだったんですけども、そんなことを数日続けていったら、お母さんとの会話が始まりましたとか、学校に行く準備をし始めましたなんて報告のメール、ありがとうございますなんていうメールをいただいたこともあったりして、子どもを中心として関係する親御さんだったりとか教育機関、その原因を探ってそっちを修正するというのももちろん必要なんですけども、本人の自己肯定力を高めてあげるようなかわり方というのはちょっと少ないのかななんて思ったりしましたので、本当に簡単なことではないと思うんですね。</p> <p>担任の先生がちょっとでも生徒さんのいいところを見つけたら褒めてあげる。そういうかわり方というのが必要なのかなというふうに思っております。</p>
柳瀬委員	<p>私がかかわっているところは精神疾患の方たちが通っている施設です。その方たちの過去の生活の話の中で、ですけれども、小・中学校時代のいじめというのが非常に確率的に高いんです。</p> <p>それはみんなの中に入れなかった自分、ちょっと背が高かったりとか、知的障害があったりとか、それが個性として今はいろんな面で認められていますけれども、その当時、ですから、何年も前の話ですから、今だったら大丈夫だったねと思うんですけども、その当時はそれを救ってくれる道がなかったの、とうとうその方たちは病気になってしまいました。心の病です。いろんな病気がありますけれども、それはストレス、自分で対応できなかった。</p> <p>どうして家族に言わなかったのって言ったら、心配かけたくなかった、ですから、表面を一生懸命取り飾って、そして一人で悩んでいたんだねと、でも、生きていてよかったねという形で、短大だとか、その後ウイングに通えるようになったということで少し違う道が開けたんだねということがあるんですけども、ストレスの多いいじめだけではないのですけれども、いじめというものも相手の心の中にどれだけ大きなストレスになってしまうのかということの視点から、ぜひ、命の大切さだとか、心ってすごく敏感なんだよとか、心というものを大事にしながらの接し方だとか、自分は確かに、さっき相手のせいにしてる場面が多かったですよね、自分は悪くないんだけど相手が悪いことしたんだとか、気に入らないんだとかという相手のせいにするものってとても多いんですけども、でも、一人一人考えて生きているんだよというところで心の面も何か改善できるような、そんな教育につながっていただけたらなと思います。よろしくお願いします。</p>

奥田委員	<p>我孫子警察署でもいじめの關係の相談は実際に受理をしております。過去には教育委員会ともいろいろやりとりしていただいておりますので、非常にご苦労されているのは、ある意味、わかるような気がします。</p> <p>ふだん、いろんなところでもお願いをしておりますし、先生方にもお願いをしているんですが、警察的にはネット絡みでのトラブルに発展するというのが非常に多いと思います。小・中・高校生、大学生あるいは成人も含めてですけれども、具体的な数字はなかなか出ないですけれども、年々というか、ふえているのは間違いないかなと思います。</p> <p>実際に小学生とか中学生でもネット絡みでトラブルに巻き込まれているというのは非常に相談としてもありますし、ネット上での危険性についてぜひ、いろいろな、学校によっては民間の方を講師のような形で呼んで講演のようなことをやられているというようなお話もお聞きしております。ふだんから先生方もいろいろご指導されていると思いますけれども、ぜひネット上の、便利などころも当然あるんですが、危険性についても継続的にご指導していただければと思います。</p>
小松委員	<p>やはり、知的障害を疑われる方とか、何らかの発達障害、それから、精神疾患が高学年で思春期から症状が出てくるともありますので、どうしてもクラスの中で何となく浮いてしまうとか、周りの、いわゆる精神疾患ではない方、発達的には課題がない方から見るとどうしてもなじめなかつたりする方、確かに非常に多いです。</p> <p>そういったところで、早目に医療につなげられて治療に結びつけるのが適した方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり、ハイリスク家庭といえますか、ご家庭の問題を小学生・中学生のお子さんがかわりに体現してしまっているようなご家庭もある中では、少し教育の中に福祉的な視点というのをに入れていただいて、学生本人ではなくて少し家族単位で見るとか、経済的な問題、それから、ご家庭の中の人間関係、ご病気、ご障害、いろんなあらゆる問題がかかわっていらっしゃる方が非常に多いので、ぜひ、先生方だけではなくて養護の先生ですとか、市役所のいろいろな課の方と早目の段階で連携していただいて、広い視点で捉えていただけたらいいのかなと思います。</p> <p>やはり保健所がかかわるような、通報になってしまうような方ですとか、精神疾患をお持ちでかなり重篤になってしまわれる方、何十年もひきこもられている方、大抵、やっぱり、いじめという単語は非常に多いです。小学校高学年ぐらいからいじめに遭って不登校、学校に行けない。その理由が1つは精神疾患があったということが後々になってわかることではあるんですが、早目の段階で何か手が打てたらまた少し変わってくるんじゃないかな。</p> <p>今の精神科医療はきちっと治療していけば社会生活十分に可能なので、そういった疾病教育、普及啓発なんかも早目の段階で、小学校・中学校、学校のほうでもしていただけたらなと思います。</p>
湯沢委員	<p>大人の世界にもセクシュアルハラスメントとかパワーハラスメント、最近ではマタニティハラスメントなどありますが、こういったハラスメントは、受ける側が嫌だと感じたその時点で嫌がらせが発生していると言えます。</p> <p>子どもの世界のいじめも、お子さんによってはいじめと感じなかつたり、同じレベルでもいじめと感じたり、人それぞれだと思います。受ける側が嫌だと思ったその時点で発生する嫌がらせをどうしたらなくせるのか。セクハラやパワハラのない職場づくりを目指して従業員を教育していく場合、行為の例示はできるもののこの行為がセクハラ・パワハラだと限定列挙して伝えることは難しく、相手が嫌だと感じた時点でハラスメントが発生しているということを繰り返し伝えていくしかありません。</p> <p>ということは、子どもの世界も同じで、相手が嫌だと思ったらいじめになるんだということを繰り返し教育していくしかないように思います。悪気がなく深く考えずにからかっただけであっても、言われた側は傷つくこともあります。「相手が嫌な気持ちになるようなことをしない」ということを小さいうちから繰り返し徹底していくと心に残っていくと思いますので、こういう教育にもぜひ取り組んでいただけたらと思います。</p>

<p>蓑下会長</p>	<p>ありがとうございます。 それぞれの委員から非常に突っ込んだお話、ありがとうございます。 このように家庭環境ですとか、それから、ネットの問題、それから人権教育などの問題、それから日ごろの不登校の問題ですとか、さまざまな要因が絡んでいる問題だと思いますので、非常に難しいとは思いますが、とても重要だと思いますので、当協議会においてもますますこれ、予防対策として一層充実して今後図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 委員の皆様には今後とも市の自殺対策を進めるためにご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 今後も自殺対策大綱、千葉県自殺対策推進計画に基づき自殺対策関連事業を引き続き実施し、自殺予防の推進の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 次回の会議につきましては、国、県の動向も踏まえて新たな取り組み等の検討課題について本協議会で審議していただきたいと思います。基本的には平成27年の取り組み状況を踏まえて来年度の同時期に開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。</p>
<p>蓑下会長</p>	<p>それでは、これもちまして、平成27年我孫子市自殺対策協議会を閉会いたします。 本日はお忙しい中、ありがとうございました。</p>
<p style="text-align: right;">以上</p>	